



2026年3月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ネ ー フ ォ ワ ー ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 辻 庸 介
グ ル ー プ C E O
(コード番号：3994 東証プライム)
問 合 せ 先 専 務 執 行 役 員 上 利 陽 太 郎
グ ル ー プ C C D O
(TEL. 03-6453-9160)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2026年1月14日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ」に記載の通り、同日開催の当社取締役会において譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行う方針であることを決議しておりましたが、2026年3月16日開催の当社取締役会において、当該方針に従い、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年4月10日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 130,710株
(3) 発行価額	1株につき3,216円
(4) 発行価額の総額	420,363,360円
(5) 割当予定先	当社の使用人 148名 93,015株 当社子会社の取締役 7名 6,780株 当社子会社の使用人 57名 30,915株

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2026年1月14日に決議及び公表をした当社方針に従い、2026年3月16日開催の当社取締役会により、下表の譲渡制限期間に係る3種類のプランの譲渡制限付株式報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬Ⅰ」、「譲渡制限付株式報酬Ⅱ」、及び「譲渡制限付株式報酬Ⅲ」という。）として、割当予定先である当社の使用人148名並びに当社子会社の取締役7名及び使用人57名（以下、「割当対象者」という。）に対して、当社普通株式合計130,710株を割り当てることを決議いたしました。なお、当該株式割当は、割当対象者が、当社が割当対象者に対して支給する金銭報酬債権合計420,363,360円の全部を、現物出資の方法によって当社に対し給付する方法により行われる予定です。各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社又は当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡

譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

譲渡制限付株式報酬のプラン	譲渡制限期間
譲渡制限付株式報酬Ⅰ	2026年4月10日～2029年4月9日
譲渡制限付株式報酬Ⅱ	2026年4月10日～2030年4月9日
譲渡制限付株式報酬Ⅲ	2026年4月10日～2031年4月9日

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

上記表に定める譲渡制限期間（以下、譲渡制限付株式報酬Ⅰの譲渡制限期間については「本譲渡制限期間Ⅰ」、譲渡制限付株式報酬Ⅱの譲渡制限期間については「本譲渡制限期間Ⅱ」、及び譲渡制限付株式報酬Ⅲの譲渡制限期間については「本譲渡制限期間Ⅲ」という。ただし、当社の第15期事業年度に係る半期報告書の提出日が、本譲渡制限期間Ⅰ～Ⅲの満了日より後である場合は、本譲渡制限期間Ⅰ～Ⅲは、当社の第15期事業年度に係る半期報告書の提出日に満了する。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、譲渡制限付株式報酬Ⅰとして割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式Ⅰ」、譲渡制限付株式報酬Ⅱとして割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式Ⅱ」、及び譲渡制限付株式報酬Ⅲとして割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式Ⅲ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「本譲渡制限」という。）。

② 本譲渡制限の解除

当社は、割当対象者において、本譲渡制限期間Ⅰ～Ⅲにおいて、継続して、当社、当社子会社又は当社関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める子会社及び関連会社とする。以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役又は使用人の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間Ⅰ～Ⅲがそれぞれ満了した時点（以下、本譲渡制限期間Ⅰの満了時点を「期間満了時点Ⅰ」、本譲渡制限期間Ⅱの満了時点を「期間満了時点Ⅱ」及び本譲渡制限期間Ⅲの満了時点を「期間満了時点Ⅲ」という。）をもって、当該それぞれの時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰ～Ⅲのそれぞれの全部についての本譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、当社の取締役会が正当と認める理由により当社グループの取締役又は使用人のいずれの地位も喪失した場合、当社は、当社の取締役会が定めた日をもって、当該割当対象者が保有する本譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰ～Ⅲに係る本譲渡制限を解除いたします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ～Ⅲが満了する前に、割当対象者が、当社グループの取締役及び使用人のいずれの地位も喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた本割当株式Ⅰ～Ⅲを、当該喪失の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

さらに、本割当株式のうち、期間満了時点Ⅰ～Ⅲにおいて本譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で

取得するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、本譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ～Ⅲ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会。）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年3月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,216円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ割当対象者に特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上